

まちなみ

～人と環境に優しいまちづくりを目指して～



第33号 平成22年8月1日

編集・発行 羽村市都市整備部区画整理事業課

換地設計(案)の見直し状況について

羽村駅西口土地区画整理事業の換地設計(案)の見直しについては、第6回から第22回審議会まで延べ17回にわたり、権利者から提出された意見要望に基づき、見直した換地設計(案)【第2次案】について、地区を6エリアに分け、個々の意見要望の内容とあわせて、換地の位置や形状について審議会へ説明を行い、審議会委員の意見を聴いてまいりました。

去る7月5日(第20回審議会)には、6エリア全88街区の説明が完了するとともに、7月8日、21日開催の第21回及び第22回審議会において、第1エリア～第6エリアの総括審議が終了したことから、今後は、審議会から出された意見を整理し、換地設計(案)【第2次案】を再度、検討、見直しした上で、あらためて審議会に諮ったのちに、権利者の皆様へ発表することになります。

第33号の主な内容

- 審議会の開催経過について
- 換地設計(案)の主な見直し内容について
- 換地設計(案)【第2次案】の発表について
- 散在墓地の移転事業の進捗状況について
- 公金支出差止請求事件の最高裁判決について

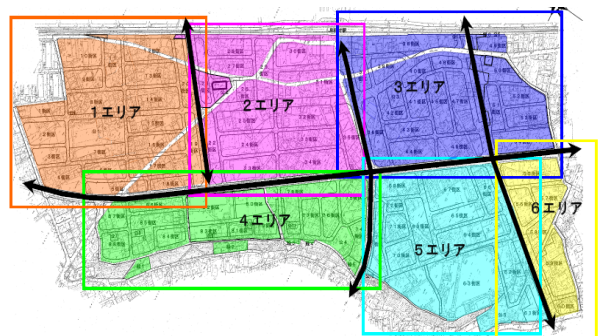
審議会の開催経過について

第6回（平成22年2月22日）以降の審議会は、換地設計（案）の見直しについて、個人情報を含む資料に基づき、権利者の意見要望を踏まえた個別審議を行っているため、非公開会議として開催しましたが、権利者の代表者である審議会委員の皆様により、集中的な審議が行なわれ、全88街区の総括審議が終了しました。

今後は、施行者として換地設計（案）【第2次案】をお示しできるよう関係機関との調整を図ってまいります。

（審議経過）

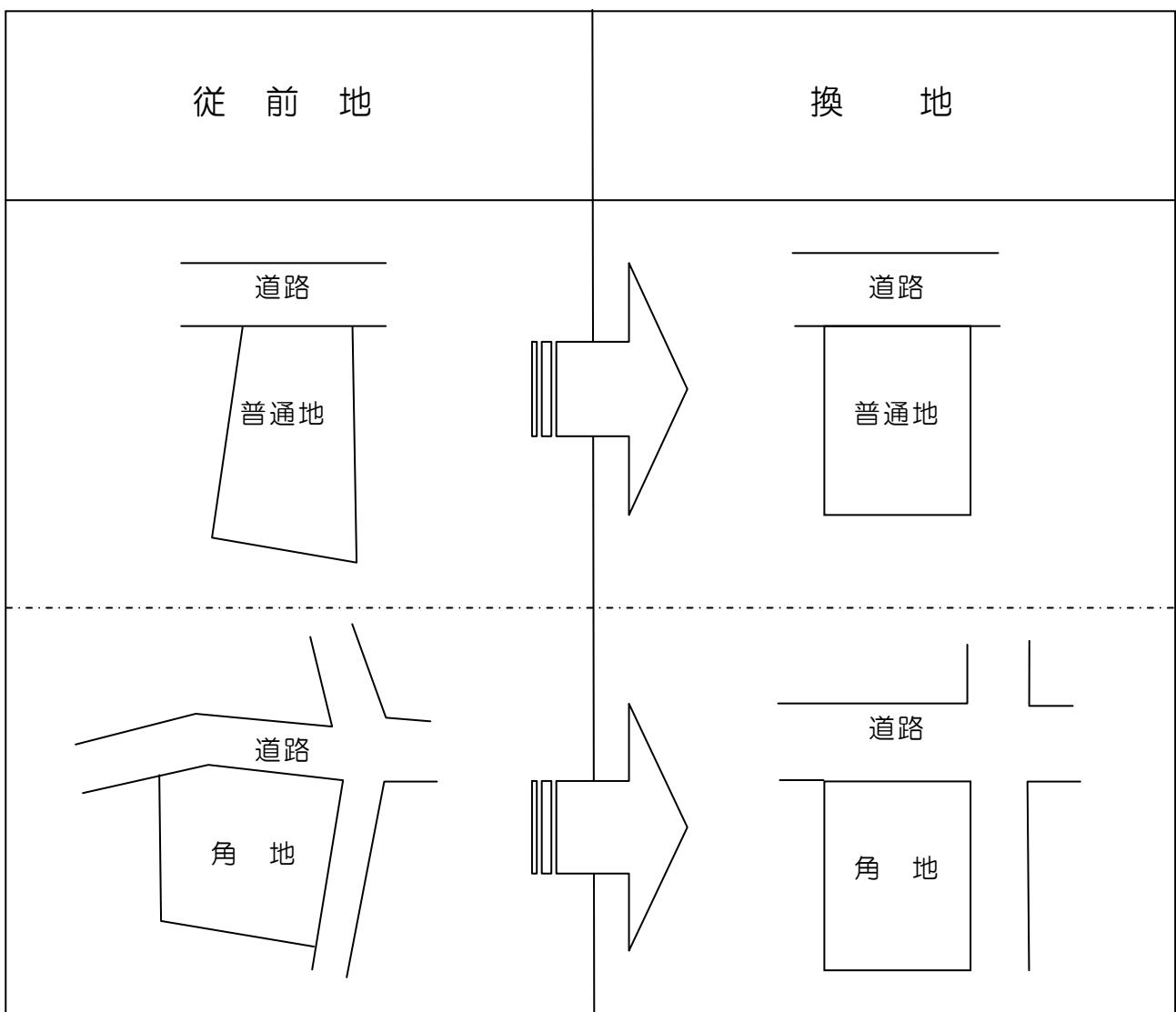
回数	開催日	審議内容
6回	平成22年2月22日（月）	1エリアから6エリアまでの説明・審議 （説明順序） 1エリア ↓ 2エリア ↓ 3エリア ↓ 4エリア ↓ 5エリア ↓ 6エリア
7回	平成22年2月26日（金）	
8回	平成22年3月19日（金）	
9回	平成22年3月23日（火）	
10回	平成22年4月20日（火）	
11回	平成22年4月27日（火）	
12回	平成22年4月28日（水）	
13回	平成22年5月10日（月）	
14回	平成22年5月13日（木）	
15回	平成22年5月28日（金）	
16回	平成22年6月15日（火）	
17回	平成22年6月17日（木）	
18回	平成22年6月25日（金）	
19回	平成22年6月30日（水）	
20回	平成22年7月 5日（月）	
21回	平成22年7月 8日（木）	1から3エリアについての意見総括
22回	平成22年7月21日（水）	4から6エリアについての意見総括



換地設計（案）の主な見直し内容について

換地設計（案）第2次案は、皆様から提出していただいたご意見ご要望を踏まえ、段階的な街路構成や従前地の状況を考慮し照応の各要素を総合的に勘案して見直しを行なってきました。このことにより、意見要望を出されなかった方々にも影響を及ぼすこととなりますので、今回の見直しにおいては、第1次案でお示した換地設計（案）に対し、街路構成を変更することなどにより、間口・奥行のバランスや高低差に配慮し、下図のように概ね従前地と換地が同様（普通地は普通地、角地は角地）となるように修正しています。

（画地形状を検討する上での基本的な考え方）



（一〇メモ）

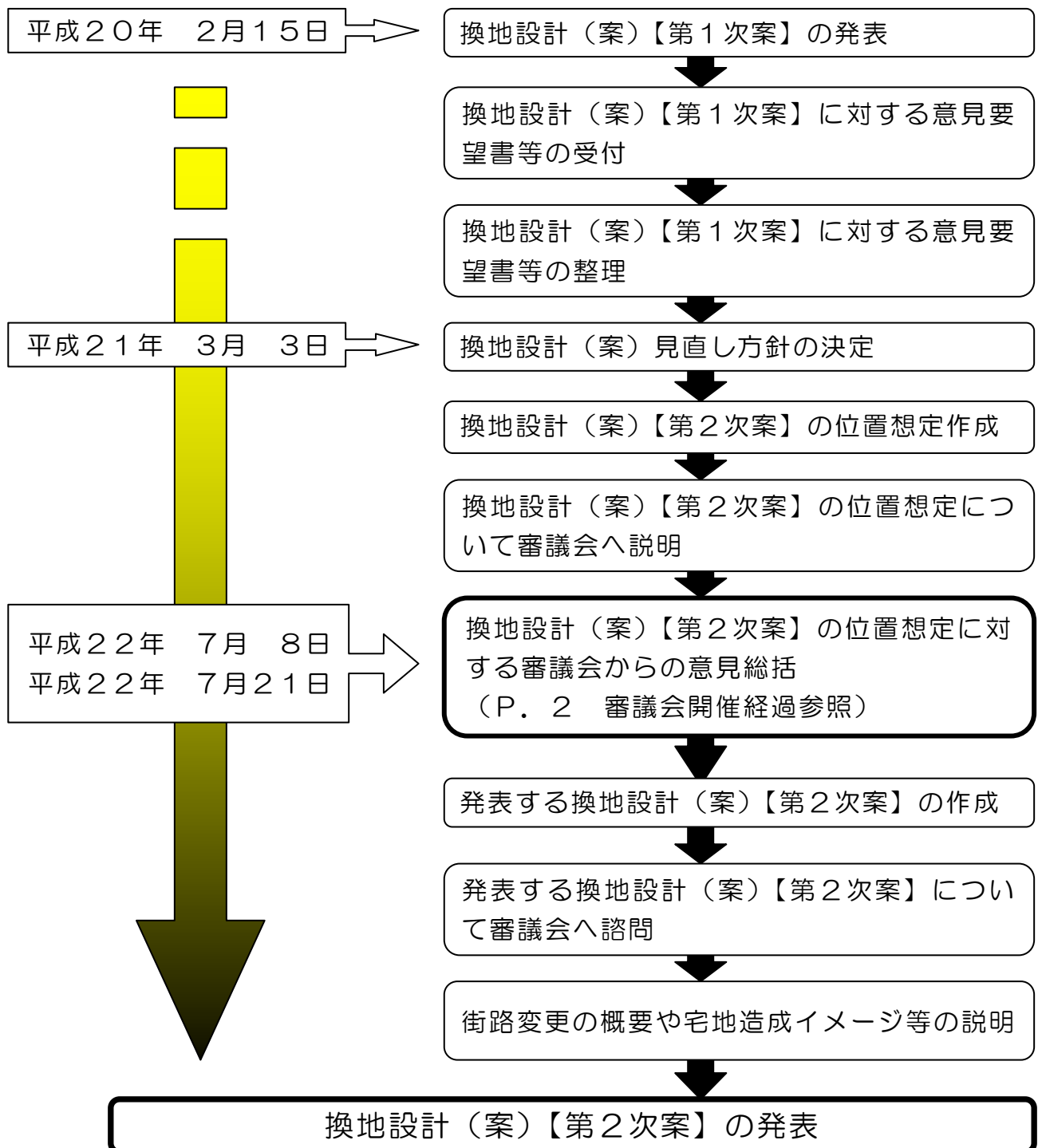
換地設計は、従前地と概ね同程度となるように換地を定めることを基本としています。

ただし、道路に面していない土地などは、道路に面するようになります。

換地設計（案）【第2次案】の発表について

換地設計（案）【第2次案】の発表については、審議会からの意見を踏まえ、今後、施行者として最終調整を行い、発表する換地設計（案）【第2次案】について審議会へ諮問した後に、権利者の皆様へ発表していくことになります。

【これまでの経過と換地設計（案）【第2次案】発表までの流れ】



※ 換地設計（案）【第2次案】の発表後においては、権利者から提出された意見書について審議会で審査し、必要な調整を行い換地設計（案）を決定します。

散在墓地の移転事業の進捗状況について

羽村駅西口土地区画整理事業施行地区内の散在墓地の移転につきましては、権利者のご理解とご協力により、平成19年度から平成21年度末までに37件（移転対象48件中）の墓地が羽村市富士見霊園第3霊園または菩提寺等への移転が完了し、着実に事業の進捗が図られています。

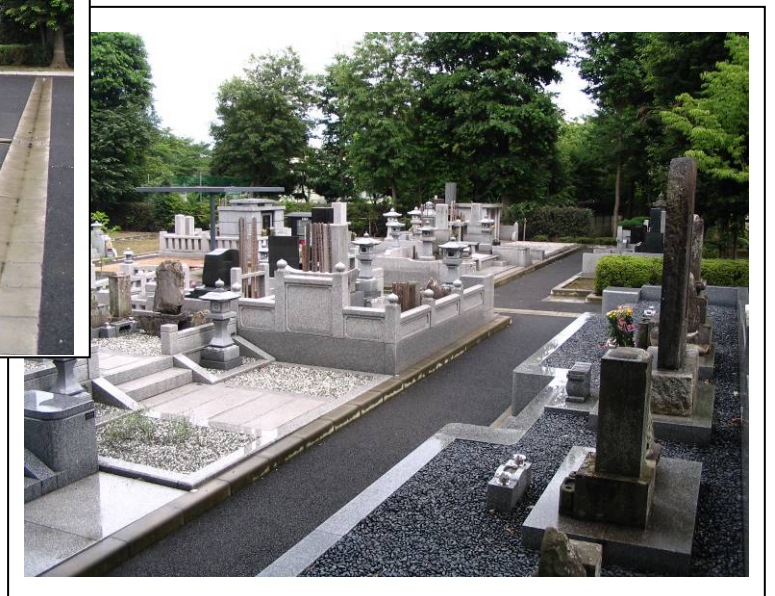
（稲荷緑地周辺の墓地移転前の状況写真）



（稲荷緑地周辺の
墓地移転後の状況写真）



（羽村市富士見霊園第3霊園へ
移転した墓地の写真）



公金支出差止請求事件の最高裁判決で、市の主張が認められる

平成22年6月24日、最高裁判所第一小法廷において、「本件を上告審として受理しない。」との決定がなされ、原告の訴えが退けられました。

これにより東京高等裁判所の判決が確定し、羽村市の主張が認められました。

この裁判は、平成18年2月17日に本地区内在住の原告9人が、「羽村市長による羽村駅西口土地区画整理事業権利者の会への補助金支出決定が違法である」と主張し、羽村市長を相手取り、公金支出の差止等を求め住民訴訟をおこしたものです。

審理の末、平成21年1月14日には、東京高等裁判所が、羽村駅西口土地区画整理事業の高い公共性を認めた上で、権利者の会に対する羽村市の補助金支出が、適正に執行されていることを認める旨の判決がありましたが、これを不服とした原告が、最高裁判所へ上告していたものです。

最高裁判所 平成21年(行ヒ)第135号(平成22年6月24日判決)

原判決 東京高等裁判所 平成19年(行コ)第384号(平成21年1月14日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人らの負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成22年6月24日

最高裁判所第一小法廷

羽村駅西口土地区画整理事業は、今後も引き続き関係権利者のご理解を得ながら着実に事業の推進を図ってまいります。皆様のご協力をお願いします。

お問い合わせはこちらへ

○羽村駅西口土地区画整理事務所

【開所日】毎週月曜日～金曜日

【開所時間】

午前8時30分～午後5時15分

【所在地】羽村市羽東1-29-35

【電話番号】(042)570-7474

※ 祝日は、閉所します。

○羽村駅西口個別説明事務所

【開所日】毎週月曜日～土曜日

【開所時間】

①月・水・金・土曜日 午前9時～午後5時

②火・木曜日 午前9時～午後8時

【所在地】羽村市羽東1-14-1

【電話番号】(042)554-9026

※ 祝日は、閉所します。